

水の郷さわら管理要綱

第一章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、水の郷さわらの設置及び管理に関する条例(以下「条例」という。)第2条に規定する水の郷さわらの管理を指定管理者が行うにあたり、条例及び水の郷さわらの設置及び管理に関する条例施行規則(以下「施行規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において用いられる用語の意義は、別途定める場合を除き、条例及び施行規則の定めるところによる。

(休業日)

第3条 条例第7条第1項の規定で指定管理者が定める休業日は、年度計画で定める。

(開業時間)

第4条 条例第7条第2項の規定で指定管理者が定める開業時間は、年度計画で定める。

(共通の遵守事項)

第5条 本施設を利用するものは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1)釣り、漁、花火、たき火、バーベキュー、キャンプその他の類似行為並びに危険な行為をしないこと。
- (2)野球、ゴルフ、スケートボード、ローラースケート、凧揚げその他の類似行為をしないこと。
- (3)ラジコン飛行機その他の類似機器を使用しないこと。
- (4)所定の駐車場・駐輪場以外へ駐車・駐輪しないこと。
- (5)他の利用者の迷惑となるようなもの、発火または引火性のもの、危険な物品、悪臭を発するもの、その他法令で所持を禁じられている物を持込みしないこと。
- (6)ゴミ等を放置、投棄しないこと。
- (7)立ち入り制限・禁止している区域へは立入ないこと。
- (8)竹木を伐採し、又は植物等を採取しないこと。
- (9)土石、竹木等の物件をたい積しないこと。
- (10)土石の採取その他土地の形質を変更しないこと。
- (11)動物を捕獲し、又は殺傷しないこと。
- (12)その他、他の利用者や近隣の方の迷惑となる行為や法令に反する行為をしないこと。

(権利の譲渡の禁止)

第6条 条例第8条の規定により本施設の利用の許可を受けたものは、本施設を利用する権利を他へ譲渡してはならない。

(利用の制限)

第7条 条例第9条第5号の本施設の管理運営上支障があると認められるときは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 営利のみを目的とする物品の販売・宣伝、宗教団体の布教等、本施設の設置の目的に反して利用するおそれがあると認められるとき。
- (2) 法令へ違反するおそれがあるとき。
- (3) 本要綱に従わないおそれがあると認められるとき。
- (4) その他、前各号に準ずるとき。

(利用料金)

第8条 条例第11条第1項の規定で指定管理者が定める利用料は、別表1のと

おりとする。

- 2 前項の他、指定管理者が定める利用料は、別表2のとおりとする。
- 3 イベント販売については、水の郷さわらイベント販売参加規定に定める。

第二章 多目的コーナー

(貸出期間)

第9条 多目的コーナーの貸出期間は、引き続き3日を超えることができない。
ただし、指定管理者が特に認める場合は、この限りでない。

(貸出受付)

第10条 多目的コーナーの利用許可申請書の受付は、施設を利用する日（引き続き2日以上利用しようとするときは、その最初の日。）の2箇月前の日の属する月の初日（当該期日が条例第7条第1項に規定する休業日に当たるときは、その翌日）から1週間前までに行う。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- 2 多目的コーナーの利用許可申請書の受付時間は、地域交流施設内の物販施設の開業時間内とする。
- 3 多目的コーナーの利用変更許可申請書の受付は、施設を利用する日の前日までに行う。ただし、指定管理者が特に認めるときは、この限りでない。
- 4 官公署への申請・届け出等が必要な多目的コーナーの利用については、所定の手続きを済ませた上で利用許可申請を行わなければならない。

(遵守事項)

第11条 多目的コーナーの利用の許可を受けたものは、本要綱第5条の各号に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めた場合は、この限りでない。

- (1) 利用許可を受けた時間内に、入室・準備から後片付け・全員退室を終えること。
- (2) コンセントを使用する場合は、事前に指定管理者の承認を得ること。
- (3) ごみは利用者すべて持ち帰ること。
- (4) 室内備え付けの備品（テーブル、椅子等）はないので、設備・機器等を持ち込む場合は、事前に指定管理者の承認を得ること。
- (5) 室内で飲食する場合は、事前に指定管理者の承認を得ること。
- (6) 非常口・消火器・火災報知器の位置と使用方法について事前に確認すること。
- (7) 定員（30名）を守ること。
- (8) 退室時、又は使用許可を取り消された時は、直ちに設備等を原状に回復して返還すること。
- (9) 室内で喫煙しないこと。
- (10) 許可なく室内（床、壁、天井、扉、ガラス等）への直接工作（釘打ち、ピン打ち、削り、貼り付け等）を行わないこと。
- (11) 残留性の高い芳香剤等（お香、アロマ、消臭剤等）、塗料類（染色剤、接着剤、ペイント液等）を使用しないこと。
- (12) 室内設備を室外への持ち出さないこと。
- (13) 許可なく室内で火気及び水を使用しないこと。
- (14) 酒類、生物を持ち込まないこと。

(物品等の保管)

第12条 利用者が持ち込み又は設置した物品等の保管は、利用許可を受けた時間以外は認めない。ただし、指定管理者が特に認める場合はこの限りでない。

- 2 保管中の物品等の盗難・損傷等の損害については、指定管理者はその責めを負わない。

(職員の立ち入り等)

第13条 指定管理者は、施設の保全・衛生・防犯・救護・検査・その他管理上必要な場合、多目的コーナーの室内に立ち入り、必要な措置をとることができる。

第三章 多目的研修室

(貸出期間)

第14条 多目的研修室の貸出期間は、引き続き3日を超えることができない。ただし、指定管理者が特に認める場合は、この限りでない。

(貸出受付)

第15条 多目的研修室の利用許可申請書の受付は、施設を利用する日（引き続き2日以上利用しようとするときは、その最初の日。）の2箇月前の日の属する月の初日（当該期日が条例第7条第1項に規定する休業日に当たるときは、その翌日）から行う。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- 2 午後5時以降多目的研修室を利用する場合は、利用する日の1ヵ月前までに利用許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。
- 3 多目的研修室の利用許可申請書の受付時間は、水辺交流センターの開業時間内とする。
- 4 多目的研修室の利用変更許可申請書の受付は、施設を利用する日の前日までに行う。ただし、指定管理者が特に認めるときは、この限りでない。
- 5 官公署への申請・届け出等が必要な多目的研修室の利用については、所定の手続きを済ませた上で利用許可申請を行わなければならない。

(遵守事項)

第16条 多目的研修室の利用の許可を受けたものは、本要綱第5条の各号に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めた場合は、この限りでない。

- (1) 利用許可を受けた時間内に、入室・準備から後片付け・全員退室を終えること。
- (2) コンセントを使用する場合は、事前に指定管理者の承認を得ること。
- (3) ごみは利用者ですべて持ち帰ること。
- (4) 室内に設備・機器等を持ち込む場合は、事前に指定管理者の承認を得ること。
- (5) 室内で飲食する場合は、事前に指定管理者の承認を得ること。
- (6) 非常口・消火器・火災報知器の位置と使用方法について事前に確認すること。
- (7) 定員（40名/着席可能数30名）を守ること。
- (8) 退室時、又は使用許可を取り消された時は、直ちに設備等を原状に回復して返還すること。
- (9) 室内で喫煙しないこと。
- (10) 許可なく室内（床、壁、天井、扉、ガラス等）への直接工作（釘打ち、ピン打ち、削り、貼り付け等）を行わないこと。
- (11) 残留性の高い芳香剤等（お香、アロマ、消臭剤等）、塗料類（染色剤、接着剤、ペイント液等）を使用しないこと。
- (12) 室内設備を室外への持ち出さないこと。
- (13) 許可なく室内で火気及び水を使用しないこと。
- (14) 酒類、生物を持ち込まないこと。

(物品等の保管)

第17条 利用者が持ち込み又は設置した物品等の保管は、利用許可を受けた時間以外は認めない。ただし、指定管理者が特に認める場合はこの限りでない。

2 保管中の物品等の盗難・損傷等の損害については、指定管理者はその責めを負わない。

(職員の立ち入り等)

第18条 指定管理者は、施設の保全・衛生・防犯・救護・検査・その他管理上必要な場合、多目的研修室の室内に立ち入り、必要な措置をとることができる。

第四章 佐原河岸（船舶昇降スロープ・係留桟橋）

(利用申請書の受付)

第19条 佐原河岸の船舶昇降スロープ及び係留桟橋を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者に水の郷さわら佐原河岸（船舶昇降スロープ・係留桟橋）利用申請書（別記第1号様式）を提出しなければならない。

2 申請書の受付は、船舶昇降スロープ及び係留桟橋を利用する日の2箇月前の日の属する月の初日（当該期日が条例第7条第1項に規定する休業日に当たるときは、その翌日）から行う。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 指定管理者は、本施設の利用を許可したときは、水の郷さわら佐原河岸（船舶昇降スロープ・係留桟橋）利用許可書（別記第2号様式）を申請者に交付するものとする。

4 指定管理者は、本施設の管理運営上必要があると認めるときは、前項の利用に条件を付す、若しくは条例第9条に基づき利用を制限することができる。

5 船舶昇降スロープ及び係留桟橋の利用許可申請書の受付時間は、水辺交流センターの開業時間内とする。

(利用の不承認)

第20条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、船舶昇降スロープ及び係留桟橋の利用を中止する。

(1) 天候その他の事由で利用に不適当な場合、又は、不適当となるおそれがある場合

(2) 利用者が施設等を損傷するおそれがあると認められる場合

(3) 前各号に掲げるもののほか、佐原河岸の利用及び管理上支障があると認められる場合

(利用手順)

第21条 船舶昇降スロープ及び係留桟橋の利用手順は、次のとおりとする。

(1) 利用者は、開業時間内に面接又は電話にて指定管理者に事前予約を行う。利用者は、事前予約の際に利用申請書の内容を指定管理者へ伝達する。

(2) 来訪時、利用者は管理室にて受付（利用申請書の提出と利用料の支払い）を行う。

(3) 受付後、利用者自身で下架及び艤装し、桟橋にボートを係留する。

(4) 係留後、車とトレーラーを駐車スペースへ移動し出港する。

(5) 寄港時は、管理室にて寄港手続きを行う。

(安全ルールの遵守)

第22条 船舶昇降スロープ及び係留桟橋の利用に際しては、本要綱第5条の各号に定めるもののほか、安全面に十分配慮し、以下のルールを遵守しなければならない。

(1) 港内は右側を通行すること。

(2) 港内は5ノット以下で最徐行すること。

(3) 港内には停泊しないこと。

(4) 舟運航路には近づかないこと。

- (5) 吸排気系の改造艇、違法改造船は利用しないこと。
- (6) 係留桟橋以外へ係留しないこと。
- (7) トレーラーや牽引車等は、ボートヤード以外には駐車しないこと。
- (8) 複数の駐艇スペースや駐車スペースを利用しないこと。
- (9) 利用者は水辺交流センター内の施設利用者便所、若しくは地域交流施設内の便所を利用すること。
- (10) ライフジャケットを着用すること。
- (11) 利根川本流では、漁業者に対し操業妨害及び進路妨害が起きないよう十分に配慮すること。
- (12) ゴミは持ち帰ること。
- (13) 飲酒しないこと。

第五章 佐原河岸（舟運発着桟橋）

（利用申請書の受付）

第23条 佐原河岸の舟運発着桟橋の桟橋利用申請書の受付は、施設を利用する日（引き続き2日以上利用しようとするときは、その最初の日。）の2箇月前の日の属する月の初日（当該期日が条例第7条第1項に規定する休業日に当たるときは、その翌日）から1ヶ月前までに行う。

2 1年を通して連続して利用する場合は、前年度の2月末日まで桟橋利用申請書を提出する。申請期間は1年を超えない範囲とする。

3 舟運発着桟橋の桟橋利用申請書の受付時間は、水辺交流センターの開業時間内とする。

（利用の不承認）

第24条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、舟運発着桟橋の利用を中止する。

- (1) 天候その他の事由で利用に不適当な場合、又は、不適当となるおそれがある場合
- (2) 利用者が施設等を損傷するおそれがあると認められる場合
- (3) 前各号に掲げるもののほか、佐原河岸の利用及び管理上支障があると認められる場合

（営業開始届出の表示）

第25条 桟橋利用者は、香取市観光船運送条例第5条及び第7条に基づく営業開始届済証等の表示を行わなければならない。

（安全利用規程の遵守）

第26条 舟運発着桟橋の利用に際して桟橋利用者は、本要綱第5条の各号に定めるもののほか、安全ルールを定め遵守するよう努めなければならない。

（桟橋利用者の停泊）

第26条の2 桟橋利用者は、施行規則第9条第2項の規定により許可を受けた船舶を、舟運発着桟橋又は係留桟橋へ停泊する場合、停泊申請書（別記第8号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

2 申請書の受付は、施設を利用する1箇月前までに行わなければならぬ。ただし、国又は市が停泊利用する場合は、この限りではない。

3 指定管理者は、停泊を許可したときは、佐原河岸（舟運発着桟橋・係留桟橋）停泊許可書（別記第9号様式）を申請者に交付するものとする。

4 指定管理者は、本施設の管理運営上必要があると認めるとときは、利用に条件を付す、若しくは条例第9条に基づき利用を制限することができる。

5 停泊申請書の受付時間は、水辺交流センターの開業時間内とする。

6 指定管理者は必要に応じ停泊料を減免し、又は免除することができる。

第六章 レンタサイクル

(利用申込書の受付)

第27条 レンタサイクル申込書の受付は、レンタサイクルを利用する日に行う。

(貸出し対象者)

第28条 レンタサイクルの貸出し対象者は、香取市内及び近隣市町村の観光めぐりをする者とする。ただし、幼児から小学生については、保護者が同伴しなければならない。

(貸出し時間)

第29条 施行規則第13条第2項の規定による指定管理者が定めるレンタサイクルの貸出時間は、午前9時から午後4時までとし、返納時間は午後5時までとする。ただし、指定管理者が特に認める場合は、この限りでない。

(遵守事項)

第30条 レンタサイクルの貸出しを受けた者（以下「レンタサイクル利用者」という。）は、本要綱第5条の各号に定めるものほか、借り受けたレンタサイクルの運行について、道路交通法（昭和35年法律第105号）に基づく交通ルールを遵守し、保管に十分注意しなければならない。

(貸出しの不承認)

第31条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、レンタサイクルの貸出しを行わない。

- (1) 天候その他の事由でレンタサイクルの運行が不適当な場合
- (2) レンタサイクル利用者が施設及びレンタサイクル等を損傷するおそれがあると認められる場合
- (3) 前各号に掲げるもののほか、レンタサイクルの運行及び管理上支障があると認められる場合

(返納時の確認事項)

第32条 指定管理者は、レンタサイクルの返納を受けたときは、レンタサイクルの破損等の有無について確認するものとする。

(保管及び管理)

第33条 指定管理者は、レンタサイクルを常に点検整備し、車籍簿（別記第5号様式）に所要の事項を記入するものとする。

第七章 利用ゾーン（親水）

(利用対象)

第34条 利用ゾーン（親水）はカヌー等の手漕ぎボートのみを利用対象とする。
(利用申請書の受付)

第35条 利用ゾーン（親水）を利用しようとする者は、指定管理者に利用申請書（別記第3号様式）を提出しなければならない。

- 2 利用申請書の受付は、利用ゾーン（親水）を利用する日の2箇月前の日の属する月の初日（当該期日が条例第7条第1項に規定する休業日に当たるときは、その翌日）から行う。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
- 3 指定管理者は、本施設の利用を許可したときは、水の郷さわら利用ゾーン（親水）利用許可書（別記第4号様式）を申請者に交付するものとする。
- 4 指定管理者は、本施設の管理運営上必要があると認めるときは、前項の利用に条件を付す、若しくは条例第9条に基づき利用を制限することができる。
- 5 利用ゾーン（親水）の利用受付時間は、水辺交流センターの開業時間内とする。

(利用の不承認)

第36条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用ゾーン（親水）の利用を中止する。

- (1) 天候その他の事由で利用に不適当な場合、不適当となるおそれがある場合
- (2) 利用者が施設等を損傷するおそれがあると認められる場合
- (3) 前各号に掲げるもののほか、佐原河岸の利用及び管理上支障があると認められる場合

(利用手順)

第37条 利用ゾーン（親水）の利用手順は次の通りとする。

- (1) 利用者は、開業時間内に面接又は電話にて指定管理者へ、利用申請書の内容を伝達し事前予約を行う。
- (2) 来訪時、利用者は管理室にて受付（利用申請書の提出）を行う。
- (3) 受付後、利用者自身で上下架を行い利用する。
- (4) 退出時は、管理室にて退出手続きを行う。

(安全利用規程の遵守)

第38条 利用ゾーン（親水）の利用に際しては、本要綱第5条の各号に定めるものほか、安全面に十分配慮し、以下のルールを遵守しなければならない。

- (1) 利用場所は次のとおりに区分され、利用者は能力に応じて利用場所を選定すること。
 - ①親水面ゾーンは、初心者を対象とした区域とする。
 - ②親水水路ゾーンは、周回可能な上級者向け区域とし、上級者や指導員監視の下でのスクール利用を基本とする。
- (2) 初心者や中学生以下の利用に際しては、必ず指導者または保護者が付き添い安全管理すること。
- (3) 親水水路ゾーンから利根川本流に出ないこと。
- (4) 便所は水辺交流センター内の施設利用者便所、若しくは地域交流施設内の便所を利用すること。
- (5) ライフジャケットを着用すること。
- (6) ボートヤード以外には、牽引車やトレーラーを駐車しないこと。
- (7) 複数の駐艇スペースや駐車スペースを利用しないこと。
- (8) ゴミは持ち帰ること。
- (9) 飲酒しないこと。

第八章 佐原河岸（船舶上下架サービス）

(利用受付)

第39条 佐原河岸の船舶昇降スロープを利用し、船舶上下架サービスを指定管理者に依頼する者は、あらかじめ指定管理者に水の郷さわら佐原河岸（船舶昇降スロープ・係留桟橋）利用申請書（別記第1号様式）を提出しなければならない。

- 2 申請書の受付は、船舶上下架サービスを利用する日の2箇月前の日の属する月の初日（当該期日が条例第7条第1項に規定する休業日に当たるときは、その翌日）から行う。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
- 3 指定管理者は、船舶上下架サービスを許可したときは、水の郷さわら佐原河岸（船舶昇降スロープ・係留桟橋）利用許可書（別記第2号様式）を申請者に交付するものとする。
- 4 船舶上下架サービスの利用許可申請書の受付時間は、水辺交流センターの開業時間内とする。

(利用の不承認)

第40条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、船舶上下架サ

ービスを中止する。

- (1) 天候その他の事由で利用に不適当な場合、又は、不適当となるおそれがある場合
- (2) 前各号に掲げるもののほか、佐原河岸の利用及び管理上支障があると認められる場合

(利用手順)

第41条 船舶上下架サービスの利用手順は、次のとおりとする。

- (1) 利用者は、開業時間内に面接又は電話にて指定管理者に事前予約を行う。利用者は、事前予約の際に利用申請書の内容を指定管理者へ伝達する。
- (2) 来訪時、利用者は管理室にて受付し、利用申請書（第1号様式）の提出と利用料の支払いを行う。
- (3) 受付後、利用者自身でボートヤードに利用者車両並びにトレーラー（船舶を含む）を移動する。
- (4) 指定管理者は、利用者車両からトレーラーを外し、施設管理車両に取り付け、船舶昇降スロープを利用し、利用申請書に記載した船舶（以下、「利用者船舶」という。）を下架する。
- (5) 利用者は安全を確認し、利用者船舶を、許可済の係留桟橋に係留する。
- (6) 指定管理者はボートヤードに施設管理車両及びトレーラーを移動し、トレーラーを外して利用者車両に取り付け、作業終了を利用者に報告する。
- (7) 利用者は閉館時間30分前までに指定管理者に上架サービスの依頼を連絡する。
- (8) 指定管理者は、ボートヤードに駐車中の利用者車両のトレーラーを、施設管理車両に取り付けた後に船舶昇降スロープ内に移動させ、利用者は、利用者船舶をトレーラーに乗せる。
- (9) 指定管理者は、施設管理車両とトレーラーをボートヤードに移動し、トレーラーを外して利用者車両に取り付ける。
- (10) 利用者は、管理室にて寄港手続きを行う。

第九章 佐原河岸（修理サービス）

(利用受付)

第42条 佐原河岸の船舶昇降スロープ及び係留桟橋の利用者船舶に何らかの不具合が生じた場合、有償にて修理サービスを行う。

2 修理サービスの受付時間は、水辺交流センターの開業時間内とする。

第十章 佐原河岸（レンタルボート）

(利用申請書の受付)

第43条 レンタルボートを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者に水の郷さわら佐原河岸（レンタルボート）利用申請書（別記第6号様式）を提出しなければならない。

- 2 申請書の受付は、レンタルボートを利用する日の2箇月前の日の属する月の初日（当該期日が条例第7条第1項に規定する休業日に当たるときは、その翌日）から貸出し当日までに行う。
- 3 指定管理者は、レンタルボートの利用を許可したときは、佐原河岸（レンタルボート）利用許可書（別記第7号様式）を申請者に交付するものとする。
- 4 指定管理者は、本施設の管理運営上必要があると認めるときは、利用に条件を付す、若しくは条例第9条に基づき利用を制限することができる。
- 5 レンタルボートの利用申請書の受付時間は、水辺交流センターの開業時間内とする。

(利用の不承認)

第44条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、レンタルボートの利用を中止する。

- (1) 天候その他の事由で利用に不適当な場合、又は、不適当となるおそれがある場合
- (2) 利用者が船舶等を損傷するおそれがあると認められる場合
- (3) 前各号に掲げるもののほか、佐原河岸の利用及び管理上支障があると認められる場合

(利用手順)

第45条 レンタルボート(付属オプション品を含む)の利用手順は、次のとおりとする。

- (1) 利用者は、開業時間内に面接又は電話にて指定管理者に事前予約を行う。利用者は、事前予約の際に利用申請書の内容を指定管理者へ伝達する。
- (2) 来訪時、利用者は管理室にて受付し、水の郷さわら佐原河岸(レンタルボート)利用申請書(別記第6号様式)を提出のうえ、利用料を支払う。
- (3) 利用者は、レンタル艇を操縦可能な船舶免許証のコピーを提示し、指定管理者は写しを保管する。
- (4) 利用者は、指定管理者より水の郷さわら(佐原河岸を含む)及び船舶航行水域の利用方法、留意点並びにレンタルボートの取扱説明受けた後に、指定管理者とレンタルボートを点検し、指定管理者の作成したチェックリストを確認の上、出航する。
- (5) レンタル終了時に指定管理者は、超過時間の積算とレンタルボートの終了点検を行い、貸出前と同等の使用燃料を燃料タンク容量一杯まで補充し、利用者に使用燃料数並びに終了点検結果を報告し、利用者は使用燃料費と超過料金(発生した場合)を支払う。

(安全ルールの遵守)

第46条 レンタルボートの利用に際しては、本要綱第5条の各号に定めるものほか、安全面に十分配慮し、以下のルールを遵守しなければならない。

- (1) 港内は右側を通行すること。
- (2) 港内は5ノット以下で最徐行すること。
- (3) 港内には停泊しないこと。
- (4) 舟運航路には近づかないこと。
- (5) 係留桟橋以外へ係留しないこと。
- (6) ライフジャケットを着用すること。
- (7) 利根川本流では、漁業者に対し操業妨害及び進路妨害が起きないよう十分に配慮すること。
- (8) ゴミは持ち帰ること。
- (9) 飲酒しないこと。

第十一章 その他

(秘密保持義務)

第47条 指定管理者及び本施設の維持管理運営業務に従事している者は、香取市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第16条及び香取市個人情報保護条例第4条及び同条例第13条を遵守しなければならない。

(その他)

第48条 指定管理者は市長の承認を得て本要綱を予告なく変更することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年3月27日から施行する。

- 2 この要綱の効力は、施行の日から平成37年3月31日までとする。
- 3 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

別表 1 (第 8 条第 1 項)

名 称		利用料金		備 考
		単位	金額	
地域交流施設	多目的コーナー	1 時間当たり	430 円	
水辺交流センター	多目的研修室	1 時間当たり	350 円	
			520 円	午後 5 時以降
	シャワーロッカー室	1 回当たり	380 円	
佐原河岸	レンタサイクル	1 回当たり	300 円	最大 1 日
	係留桟橋	1 回当たり	320 円	船舶昇降スロープ [°] 利用者は無料
	船舶昇降スロープ [°]	1 艇 1 日当たり	1,300 円	

別表 2 (第 8 条第 2 項)

船舶上下架サービスと停泊

名 称		利用料金		備 考
		単位	金額	
佐原河岸	船舶上下架作業	1 回当たり	2,100 円	
	上下架作業車	1 回当たり	2,100 円	
	舟運発着桟橋停泊 係留桟橋停泊	1 泊当たり	320 円	舟運発着桟橋利用許可者に限る。

レンタルボート（小型）

利用区分	3 時間 料金		6 時間 料金		超過料金
利用日	レギュラーシーズン (10月～5月)	ハイシーズン (6月～9月)	レギュラーシーズン (10月～5月)	ハイシーズン (6月～9月)	1 時間あたり
平日	14,000 円	16,000 円	19,000 円	22,000 円	2,500 円
土・日 祭日	16,500 円	18,400 円	22,800 円	26,500 円	3,000 円
特別日*	17,500 円	19,400 円	23,800 円	27,500 円	3,500 円

レンタルボート燃料費：180 円 / ℥ (物価変動することがあります)

船長、乗船員（チャーターの場合）：20,000 円 / 日・人

※ レギュラーシーズンの特別日：ゴールデンウィーク期間

ハイシーズンの特別日：お盆期間

レンタルボート（大型）：船長・燃料費を含む

利用区分	3時間 料金		6時間 料金		超過料金
利用日	レギュラーシーズン (10月～5月)	ハイシーズン (6月～9月)	レギュラーシーズン (10月～5月)	ハイシーズン (6月～9月)	1時間あたり
平日	70,000円	70,000円	120,000円	120,000円	15,000円
土・日 祭日	70,000円	70,000円	120,000円	120,000円	15,000円
特別日※	70,000円	70,000円	120,000円	120,000円	15,000円

※ レギュラーシーズンの特別日：ゴールデンウィーク期間

ハイシーズンの特別日：お盆期間

レンタル用品

名称	利用料金		備考
	単位	金額	
ウェイクボード	1回当たり	2,160円	半日
		3,240円	1日
ウェットスーツ	1着当たり	1,080円	
ライフジャケット	1着当たり	540円	レンタル艇利用者は定員数まで無料

第1号様式（第19条第1項、第39条第1項）

水の郷さわら 佐原河岸(船舶昇降スロープ・係留桟橋) 利用申請書						
指定管理者 PFI佐原リバー株式会社 様			年 月 日			
佐原河岸を利用したいので、水の郷さわら管理要綱第19条第1項並びに第39条第1項の規程により次のとおり申請します。利用にあたっては、条例、施行規則、管理要綱を遵守いたします。						
申請者（操船者）	氏名	(フリガナ)		血液型	性別	
				() 型	男・女	
	連絡先	住所	〒			
		TEL / 携帯	TEL	携帯		
		E-mail	@			
	緊急連絡先	連絡先名称				
		所在地	〒			
		TEL				
	生年月日	昭和・平成 年 月 日			年齢()歳	
船舶免許番号	()級 第()号					
所有艇	船名					
	艇種	プレジャーボート・水上オートバイ・その他()				
	船舶の寸法	全長()m()f / 全幅()m()f				
	共同所有者	有り()名 ・ 無し				
	船舶検査	船舶検査済票	第 - 号			
		有効期限	平成 年 月 日			
	製造 メーカー名		メーカー	商品名		
		船体				
		機関		馬力()p.s		
利用日時		月 日()		時～時		
利用内容		利用単価	数	利用料	同乗者氏名・住所	
昇降スロープ		1300円/回	艇	円	住所	
係留桟橋		320円/回	艇	円	氏名	
ロッカーシャワー		380円/回	名	円	住所	
上下架サービス		2100円/回	回	円	氏名	
上下架作業車		2100円/回	回	円	住所	
利用料金/計		円			氏名	
備考		※操船者(免許保有者)が複数の場合は操船者毎に複数枚提出してください。 ※同乗者が納まらない場合は、欄外に記入してください。 ※本申請に記載された個人情報は、本申請以外に利用しません。				

※指定管理者使用欄

受付	年 月 日	許可番号	- - -	受付印	
----	-------	------	-------	-----	--

第2号様式(第19条第3項、第39条第3項)

水の郷さわら 佐原河岸(船舶昇降スロープ・係留桟橋)利用許可書

年 月 日

様

指定管理者 香取市佐原イ 403-1
PFI佐原リバー株式会社

年 月 日付けで申請のあった佐原河岸の利用については、水の郷さわらの管理要綱第19条第3項並びに第39条第3項の規程により次のとおり許可します。

<input type="checkbox"/> 申請書のとおり許可	利用料の額	円	<input type="checkbox"/> 徴収済み
<input type="checkbox"/> 右記条件により許可	許可条件等		

※佐原河岸及び水面上で発生した事故・遭難・盗難・トラブルについて、指定管理者は一切の責任を負いません。ご留意の上、安全利用をお願いします。

第3号様式（第35条第1項）

水の郷さわら 利用ゾーン(親水) 利用申請書						
指定管理者 PFI佐原リバー株式会社 様			年 月 日			
利用ゾーン(親水)を利用したいので、水の郷さわら管理要綱第35条第1項の規程により次のとおり申請します。利用にあたっては、条例、施行規則、管理要綱を遵守いたします。						
利用形態		一般・団体・スクール・その他()				
利用者 (個人)、 団体等 責任者	氏名	(フリガナ)		血液型		
				()型	性別 男・女	
	連絡先	住所	〒			
		T E L				
		携帯電話				
		E-mail	@			
	緊急連絡先	連絡先名称				
		所在地	〒			
		T E L				
	生年月日	昭和・平成 年 月 日	年齢()歳			
	利用者 (団体)	連絡先	団体名			
			住所	〒		
T E L						
E-mail						
利用者氏名		①				
		②				
		③				
		④				
		⑤				
		⑥				
		⑦				
		⑧				
	⑨					
	⑩					
	⑪					
	⑫					

※指定管理者使用欄

受付	年 月 日	許可番号	- - -	受付印	
----	-------	------	-------	-----	--

※本申請に記載された個人情報は、本申請以外に利用しません。

第4号様式(第35条第3項)

水の郷さわら 利用ゾーン(親水)利用許可書

年 月 日

様

指定管理者 香取市佐原イ 403-1
PFI佐原リバー株式会社

年 月 日付けで申請のあった利用ゾーン(親水)の利用については、水の郷さわらの管理要綱第35条第3項の規程により次のとおり許可します。

<input type="checkbox"/> 申請書のとおり許可		
<input type="checkbox"/> 右記条件により許可	許可条件等	

※佐原河岸及び水面上で発生した事故・遭難・盗難・トラブルについて、指定管理者は一切の責任を負いません。ご留意の上、安全利用をお願いします。

第5号様式(第33条第1項)

車籍簿			
レンタサイクル番号	号車		
メー カー			
型式番号			
車体番号			
色 彩			
購入年月日	年 月 日		
点検整備台帳			
年月日	点検の種類	記事	担当者

第6号様式（第43条第1項）

水の郷さわら 佐原河岸(レンタルボート) 利用申請書						
指定管理者 PFI佐原リバー株式会社 様			年 月 日			
レンタルボートを利用したいので、水の郷さわら管理要綱第43条第1項の規程により次とおり申請します。利用にあたっては、条例、施行規則、管理要綱を遵守いたします。						
申請者 (操船者)	氏名	(フリガナ)				性別 男・女
	連絡先	住所	〒			
		TEL / 携帯	TEL	携帯		
	緊急連絡先	連絡先名称				
		所在地	〒			
船舶免許番号	()級 第()号 有効期限				年 月 日	
利用日時		月 日 () 3H / 6H				
航行予定水域						
利用内容		種別・数量	利用料	同乗者氏名・住所		
レンタル料金			円	住所		
付 オ ブ シ ヨ ン 品	ウェイクボード		円	氏名		
	ウェットスーツ		円	住所		
	ライフ ジャケット		円	氏名		
利用料金/小計			円	住所		
燃料費			円	氏名		
超過料金			円	住所		
利用料金/合計			円	氏名		
注意事項		※操船者(免許保有者)が複数の場合は操船者毎に複数枚提出してください。				
備考		※同乗者が納まらない場合は、欄外に記入してください。 ※本申請に記載された個人情報は、本申請以外に利用しません。				

※指定管理者使用欄

受付	年 月 日	許可 番号	- - -	受付印	
基本料金徴収	済	追加料金徴収	済		

第7号様式(第43条第3項)

水の郷さわら 佐原河岸(レンタルボート) 利用許可書

年 月 日

様

指定管理者 香取市佐原イ 403-1
PFI佐原リバー株式会社

年 月 日付けで申請のあったレンタルボートの利用については、水の郷さわらの管理要綱第43条第3項の規程により次のとおり許可します。

<input type="checkbox"/> 申請書のとおり許可	利用料の額	円	<input type="checkbox"/> 徴収済み
<input type="checkbox"/> 右記条件により許可	許可条件等		

※佐原河岸及び水面上で発生した事故・遭難・盗難・トラブルについて、指定管理者は一切の責任を負いません。ご留意の上、安全利用をお願いします。

第8号様式（第26条の2）

水の郷さわら 佐原河岸(舟運発着桟橋・係留桟橋) 停泊申請書						
指定管理者 PFI佐原リバー株式会社 様			年 月 日			
佐原河岸を利用したいので、水の郷さわら管理要綱第26条の2の規程により次のとおり申請します。 利用にあたっては、条例、施行規則、管理要綱を遵守いたします。						
申請者 (操船者)	氏名	(フリガナ)				
	舟運発着桟橋利用許可番号					
	連絡先	住所	〒			
		TEL / 携帯	TEL	携帯		
		E-mail	@			
	緊急連絡先	連絡先名称				
		所在地	〒			
		TEL				
	生年月日	昭和・平成 年 月 日			年齢()歳	
	船舶免許番号	()級 第()号				
所有艇	船名					
	艇種					
	船舶の寸法	全長()m()f／全幅()m()f				
	共同所有者	有り()名・無し				
	船舶検査	船舶検査済票	第 - 号			
		有効期限	平成 年 月 日			
		メーカー	商品名			
	製造 メーカー名	船体				
		機関				馬力()ps
	撤去指示が出た場合の撤去先					
利用日時	月 日() 時～ 時					
利用内容	利用単価	泊数	利用料			
停泊	320円/泊					
備考	※本申請に記載された個人情報は、本申請以外に利用しません。					

※指定管理者使用欄

受付	年 月 日	許可番号	- - -	受付印	
----	-------	------	-------	-----	--

第9号様式(第26条の2)

水の郷さわら 佐原河岸(舟運発着桟橋・係留桟橋) 停泊許可書

年 月 日

様

指定管理者 香取市佐原イ 403-1
PFI佐原リバー株式会社

年 月 日付けで申請のあった停泊については、水の郷さわらの管理要綱第26条の2第3項の規程により次のとおり許可します。

<input type="checkbox"/> 申請書のとおり許可	利用料の額	円	<input type="checkbox"/> 徴収済み
<input type="checkbox"/> 右記条件により許可	許可条件等		

※佐原河岸及び水面上で発生した事故・遭難・盗難・トラブルについて、指定管理者は一切の責任を負いません。ご留意の上、安全利用をお願いします。